

## 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

### — 文化芸術資源で未来をつくる —

（平成27年5月22日閣議決定）

## 第2 文化芸術振興に関する重点施策

「第1 社会を挙げての文化芸術振興」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）については、以下のとおりとする。

### 1 五つの重点戦略

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、以下の五つの重点戦略を強力に進める。

#### 重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承，地域振興等への活用

国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術を次世代へ確実に継承する。また、文化芸術の地域振興，観光・産業振興等への活用を図る。

#### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進めるとともに、地方公共団体の取組を促す。